

公布された規則のあらまし

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則（規則第5号）

- 1 特定非営利活動促進法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行することとした。

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 児童福祉法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（第3条関係）
- 2 この規則は、平成29年4月1日から施行することとした。